

平成25年11月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件名	説明
	「条例案」 13件	
1	秋田市職員定数条例の一部を改正する件	○改正理由 病院事業の廃止に伴い、職員の定数を改めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 市立秋田総合病院の職員の定数を削る。 ○施行期日 平成26年4月1日から
2	秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 病院事業の廃止に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 定年に係る規定から歯科医師を削る。 ○施行期日 平成26年4月1日から
3	秋田市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する件 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号):平成25年6月14日公布、一部を除き同日施行	○改正理由 地方公務員法の一部改正(平成25年法律第44号)に伴い、高齢者部分休業を申請することができる職員の年齢を定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 高齢者部分休業を申請することができる職員の年齢を55歳とする。 ○施行期日 平成26年4月1日から
4	秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 高齢者部分休業を申請することができる職員の年齢の取扱いに係る規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 高齢者部分休業を申請することができる職員の年齢を、高年齢として管理者が指定する年齢とする。 ○施行期日 平成26年4月1日から

5 秋田市職員給与条例等の一部を改正する件

○改正理由

病院事業の廃止に伴い医療職給料表(3)を廃止するとともに、災害派遣手当の支給要件を拡大するため、改正しようとするもの

○改正要旨

- 1 医療職給料表(3)を廃止する。
- 2 本市に派遣された国等の職員に対する災害派遣手当の支給について定める。
- 3 その他規定を整備する。

○施行期日 平成26年4月1日から。ただし、一部の規定は公布の日から

6 秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する件

○改正理由

南部市民サービスセンター（以下「センター」という。）を設置し、その施設等について定めるため、改正しようとするもの

○改正要旨

- 1 センターの名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
秋田市南部市民サービスセンター	秋田市御野場一丁目5番1号	牛島地区、 卸町地区、 大住地区、 仁井田地区、 御野場地区、 御所野地区、 山手台地区、 上北手地区 および四ツ小屋地区

- 2 センター（公の施設の機能を有する部分に限る。）の施設は、次のとおりとする。

センター名	施設名
秋田市南部市民サービスセンター	(1) 多目的ホール (2) 地域文化ホール (3) 和室 (4) 洋室 (5) 調理室 (6) 子育て交流ひろば

○施行期日 平成26年5月12日から。ただし、使用の許可等に関する規定は、同年4月1日から

7	秋田市病院事業の設置等に関する条例を廃止する件	<p>○廃止理由 市立秋田総合病院の地方独立行政法人への移行に伴い、病院事業を廃止するため、この条例を廃止しようとするもの</p> <p>○施行期日 平成26年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置等を規定する。</p>
8	地方独立行政法人市立秋田総合病院に係る重要な財産を定める条例を設定する件	<p>○設定理由 地方独立行政法人市立秋田総合病院（以下「法人」という。）に係る重要な財産を定めるため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>○要旨 法人が譲渡等をするときに市長の認可を受けなければならない重要な財産は、予定価格又は適正な見積価額が2,000万円以上の不動産（土地については、その面積が1件5,000㎡以上に限る。）もしくは動産又は不動産の信託の受益権とする。</p> <p>○施行期日 平成26年4月1日から</p>
9	地方独立行政法人市立秋田総合病院への職員の引継ぎに関する条例を設定する件	<p>○設定理由 地方独立行政法人市立秋田総合病院（以下「法人」という。）への職員の引継ぎに係る市の内部組織を定めるため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>○要旨 法人の成立の日に当該法人の職員となる市の内部組織は、市立秋田総合病院とする。</p> <p>○施行期日 平成26年4月1日から</p>
10	秋田市保育所設置条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 保戸野保育所、手形第一保育所および牛島保育所の民間移行に伴い、各保育所を廃止するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 保戸野保育所の項、手形第一保育所の項および牛島保育所の項を削る。</p> <p>○施行期日 平成26年4月1日から</p>

11	秋田市母子生活支援施設設置条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 母子生活支援施設土崎ポートハイム（以下「施設」という。）の定員を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 施設の定員を20世帯から10世帯に改める。</p> <p>○施行期日 平成26年4月1日から</p>
12	<p>秋田市中小企業融資あっせん条例の一部を改正する件</p> <p>・小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第57号）：平成25年6月21日公布、同年9月20日施行</p>	<p>○改正理由 中小企業信用保険法の一部改正（平成25年法律第57号）等に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 規定を整備する。</p> <p>○施行期日 公布の日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
13	<p>秋田市営住宅条例の一部を改正する件</p> <p>・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）：平成25年7月3日公布、平成26年1月3日施行</p>	<p>○改正理由 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）の施行に伴い、入居者の資格の条件を拡大するとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 市営住宅の入居者の資格の条件に、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力を受けた者を加えるとともに、規定を整備する。</p> <p>○施行期日 平成26年1月3日から</p>
「 単 行 案 」 18件		
14	建物を出資する件	<p>○公立大学法人秋田公立美術大学へ建物を出資するため、議会の議決を求めようとするもの</p> <p>・建物の所在 秋田市新屋大川町51番地4ほか4筆</p> <p>・建物の種類 サークル棟、彫刻実習棟、北側コンプレッサ一庫、校舎（研究棟、創作工房棟）</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・建物の延床面積 2,043.05㎡ ・建物の価格 555,860,000円 ・出資の目的 同法人の財産的基礎とするため <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
15	公立大学法人秋田公立美術大学定款の一部を変更する件	<p>○公立大学法人秋田公立美術大学へ建物を出資することに伴い、同法人の定款の一部を変更するため、議会の議決を求めようとするもの</p> <p>※提出根拠法：地方独立行政法人法第8条第2項</p>
16	地方独立行政法人市立秋田総合病院定款の一部を変更する件	<p>○地方独立行政法人市立秋田総合病院に承継させる土地の面積等の変更に伴い、同法人の定款の一部を変更するため、議会の議決を求めようとするもの</p> <p>※提出根拠法：地方独立行政法人法第8条第2項</p>
17	地方独立行政法人市立秋田総合病院に承継させる権利を定める件	<p>○地方独立行政法人市立秋田総合病院に承継させる権利を定めるため、議会の議決を求めようとするもの</p> <p>※提出根拠法：地方独立行政法人法第66条第1項および地方独立行政法人法施行令第9条</p>
18	秋田市西部市民サービスセンターの指定管理者を指定する件	<p>○西部市民サービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 西部地域住民自治協議会 ・指定の期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
19	秋田市八橋老人デイサービスセンターの指定管理者を指定する件	<p>○八橋老人デイサービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 社会福祉法人秋田市社会福祉協議会 ・指定の期間 平成26年4月1日～平成29年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>

20	秋田市旭南老人デイサービスセンターの指定管理者を指定する件	<p>○旭南老人デイサービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 社会福祉法人秋田聖徳会 ・ 指定の期間 平成26年4月1日～平成29年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
21	秋田市川口老人デイサービスセンターの指定管理者を指定する件	<p>○川口老人デイサービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 社会福祉法人晃和会 ・ 指定の期間 平成26年4月1日～平成29年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
22	秋田市外旭川老人デイサービスセンターの指定管理者を指定する件	<p>○外旭川老人デイサービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 社会福祉法人幸楽会 ・ 指定の期間 平成26年4月1日～平成29年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
23	秋田市河辺老人デイサービスセンターの指定管理者を指定する件	<p>○河辺老人デイサービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 社会福祉法人秋田市社会福祉協議会 ・ 指定の期間 平成26年4月1日～平成29年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
24	秋田市勤労者総合福祉センター等の指定管理者を指定する件	<p>○勤労者総合福祉センター、中高年齢労働者福祉センターおよび勤労者体育センターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 一般財団法人秋田市勤労者福祉振興協会 ・ 指定の期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>

25	秋田市職業訓練センターの指定管理者を指定する件	<p>○職業訓練センターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 職業訓練法人秋田中央職業訓練協会 ・指定の期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
26	秋田市雄和観光交流館等の指定管理者を指定する件	<p>○雄和観光交流館、雄和里の家、雄和観光農産物加工所、雄和ふるさと温泉、雄和コテージおよび雄和サイクリングターミナルの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 株式会社雄和振興公社 ・指定の期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
27	秋田市河辺岩見温泉の指定管理者を指定する件	<p>○河辺岩見温泉の指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 株式会社東北ダイケン秋田支店 ・指定の期間 平成26年4月1日～平成28年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
28	秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の指定管理者を指定する件	<p>○太平山スキー場および太平山リゾート公園の指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 太平山観光開発株式会社 ・指定の期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
29	市道路線を廃止する件	<p>○同一規格の路線を整理するため、市道路線を廃止しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止路線 9路線 3,658.00m <p>※提出根拠法：道路法第10条第3項</p>

30	市道路線を認定する件	○宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの
		<ul style="list-style-type: none"> ・認定路線 27路線 延長4,925.70m ・認定後の市道路線延長 約2,004.8km ※提出根拠法：道路法第8条第2項
31	秋田市新庁舎建設工事請負契約を締結する件	○秋田市新庁舎建設工事請負契約を締結しようとするもの
		<ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市山王一丁目1番1号 ・契約金額 12,517,200,000円 ・契約先 清水・千代田・シブヤ・田村建設工事共同企業体 ・工期 平成28年4月28日まで ・工事概要 <ul style="list-style-type: none"> 鉄筋コンクリート造（免震構造） 地上7階、地下1階建 敷地面積 25,851.40㎡ 建築面積 5,716.36㎡ 延べ面積 30,980.23㎡ エレベーター5台 エスカレーター2台 電気設備工事および機械設備工事を含む。 ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項
「 予 算 案 」 15件		
32	平成25年度秋田市一般会計補正予算（第4号）の件	○資料別紙
33	平成25年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）の件	
34	平成25年度秋田市市営墓地会計補正予算（第1号）の件	
35	平成25年度秋田市中心卸売市場会計補正予算（第1号）の件	
36	平成25年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第2号）の件	

- 37 平成25年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第2号）の件
- 38 平成25年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第1号）の件
- 39 平成25年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）の件
- 40 平成25年度秋田市母子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算（第1号）の件
- 41 平成25年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）の件
- 42 平成25年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）の件
- 43 平成25年度秋田市病院事業会計補正予算（第1号）の件
- 44 平成25年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）の件
- 45 平成25年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）の件
- 46 平成25年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）の件

○資料別紙

「追加提案」

「人事案」 2件

- 47 秋田市教育委員会委員の任命について同意を求める件

○教育委員会委員野口かおり氏の任期満了（平成25年12月26日付）に伴い、その後任の任命について同意を求めようとするもの

- ・任期4年

※提出根拠法：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項

48 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員津谷ゆき子氏の任期満了(平成26年3月31日付)に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項
-----------------------------	--